

国民年金保険料の口座振替手続きはお早めに

平成20年度(4月分から翌年3月分まで)における国民年金の月額保険料は14,410円(年額172,920円)となります。【参考:平成19年度 月額14,100円・年額169,200円】

保険料の納付がお得な割引制度を利用した「1年前納」「6ヶ月前納」の口座振替の手続を受付けていますので、ご希望される方はお早めに申し込みされますようお願いいたします。

なお、提出期限は2月末日までに社会保険事務所必着となっていますので、ご注意願います。役場戸籍年金係および巡回窓口車「やまびこ号」の提出期限を2月27日(水)午前中とします。

申込み場所・必要なもの

提出先	必要なもの			備考
	年金手帳	貯金・預金通帳	通帳の印鑑	
旭川社会保険事務所				富良野市出張相談で提出可
保健福祉課戸籍年金係				社会保険事務所に転送
巡回窓口車「やまびこ号」				戸籍年金係経由で送付
金融機関・ゆうちょ銀行				口座開設の店舗に提出

社会保険庁のホームページより口座振替依頼書をダウンロードし、社会保険事務所に郵送する方法もあります。(この場合は、金融機関および郵便局に提出することができません)

口座振替による割引額・申込期限

	1年前納	6ヶ月前納	毎月納付(当月払)	毎月納付(翌月払)
割引額	年額 3,620円	6ヶ月につき980円	1ヶ月につき50円	なし
納入期別	4月分から3月分まで	4月分から9月分まで 10月分から3月分まで	当月分	前月分
引落日	4月30日	4月30日(前期) 10月31日(後期)	当月末日	翌月末日
申込期限	2月29日	前期は2月29日	随時受付	

国民年金の納付期日が翌月末となっているため、当月中に引き落とすと「1ヶ月前納」となります。

納付書による割引額・支払可能期間

	1年前納	6ヶ月前納	その他による納付
割引額	年額 3,070円	6ヶ月につき700円	なし
納入期別	4月分から3月分まで	4月分から9月分まで 10月分から3月分まで	1ヶ月単位
支払期間	4月1日から 4月30日まで	4月30日まで(前期) 10月31日まで(後期)	納付期限は翌月末日まで 支払可能期間は、2年後の翌月末まで

注意事項

新たに口座振替を希望される方または既に口座振替による納付を行っている方で、納付方法を変更したい方は、上記期日までに申込みください。なお、現在、口座振替を行っている方で、納付方法に変更がない場合は、再度、口座振替依頼書を提出する必要はありません。

前納を希望される方で、引き落とし日に残高不足などにより引き落としができなかった場合は、割引額が適用されず、定額による納付となります。

「1年前納」「6ヶ月前納」を希望される方で、直前の国民年金保険料が未納となっている場合は、まとめて引き落とされることがありますので、口座の残高にご注意ください。